

# 未公開株等の取引を利用した詐欺的商法に対する取組状況(1)

資料3-2-1

## 1 現状

PIO-NETに寄せられた苦情相談件数の推移

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度※ <sup>1</sup>
「未公開株」の相談件数	4,073	2,616	3,071	6,116	8,561	7,378	3,101
うち60歳以上の相談	2,460 (60.4%)	1,647 (63.0%)	2,150 (70.0%)	4,682 (76.6%)	6,835 (79.8%)	5,870 (79.6%)	2,456 (79.2%)
「公社債」の相談件数	355	340	513	1,715	6,812	9,350	4,092
うち60歳以上の相談	241 (67.9%)	215 (63.2%)	343 (66.9%)	1,305 (76.1%)	5,369 (78.8%)	7,528 (80.5%)	3,389 (82.8%)
「ファンド型投資商品」の相談件数※ <sup>2</sup>				3,195	7,200	18,434	9,075
うち60歳以上の相談				1,888 (59.1%)	4,951 (68.8%)	12,148 (65.9%)	6,907 (76.1%)

※1:平成24年12月4日までの登録分。

※2:「ファンド型投資商品」は平成21年度新設のキーワード。

## 2 経緯

消費者庁では、警察庁、金融庁等と連携し、「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」を設置。平成22年3月、以下の施策を盛り込んだ対応策を取りまとめ。

- (1) 情報集約から取締までを一貫的かつ迅速に行う体制の構築
- (2) 注意喚起、普及啓発の強化
- (3) 被害の抑止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備のあり方の検討

## 3 施策の実施状況

### ① 情報集約・共有

- 日本証券業協会から消費者庁等に対し、89回に亘り、同協会未公開株通報専用コールセンターに寄せられた相談情報を提供(平成23年4月～平成24年12月14日まで)。
- 上記の情報を基に国民生活センターで事業者の名寄せを実施。6回に亘り、警察庁、金融庁に情報を提供(平成23・24年度相談)。
- 消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおいて、「消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報の警察への提供について」申合せ(平成23年6月)。
- 警察庁において、金融庁、消費者庁等の行政機関から利殖勧誘事犯被害が疑われる相談情報約4,000件の提供を受けるとともに、当該情報を関係都道府県警察に提供し、犯罪利用口座凍結及び被疑者検挙に活用(平成23年中)。

### ② 業者への対応

- 金融庁において、警告書を発出した無登録で金融商品取引業を行っていた131事業者について、社名を公表(平成23年度～24年11月30日)。
- 消費者庁において、消費者安全法に基づき、社名公表を伴う消費者への注意喚起を11回実施(平成23年6月、8月、10月、24年1月、2月(2件)、3月、7月、8月、11月、12月)。
- 証券取引等監視委員会において、無登録業者等による金商法違反行為に係る裁判所への申立て(3件)を実施し、いずれについても、申立てどおり、裁判所の禁止命令が発令(平成23年中)。また、証券取引等監視委員会及び財務局は、虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為が認められた適格機関投資家等特例業務届出者4社について、社名、法令違反行為等の検査結果を公表(平成24年10月(2件)、12月(2件))。
- 警察において、詐欺的商法による新たな消費者被害の事案に対する取締りを集中的に行い、未公開株関係10事件、社債関係12事件、ファンド関係21事件、外国通貨関係1件、架空権利取引関係3事件、被害救済偽装関係8事件の計55事件で被疑者を

検挙(平成23年中)。

- 警察において、この種事案に利用された口座を凍結するため、金融機関に対し4,323件の情報を提供(平成23年中)。
- 警察において、この種事案に利用される携帯電話や預貯金口座の不正な流通を防止するため、関係法令を駆使した取締りを推進し、口座詐欺・盗品等譲受け、携帯電話端末詐欺、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の違反により3,851件、2,371人を検挙(平成23年中)。
- 警察庁において、この種事案に利用された口座として金融機関に凍結を求めた口座を分析したところ、その大多数が法人名義であり、その中にはバーチャルオフィスを利用して開設されたと認められる口座もあることから、金融機関に対し、法人名義口座開設時審査の厳格化を求めた。これを受けて、(株)ゆうちょ銀行等の金融機関において審査が厳格化された(平成23年11月)。また、(株)ゆうちょ銀行及び全国銀行協会に対し、警察が凍結を求めたこの種事案に利用された法人名義口座に係る情報を提供する用意があることを伝え、早期活用を求め、(株)ゆうちょ銀行及び全国銀行協会に情報提供を開始(平成24年1月～)。
- 警察において、この種事案等に利用された携帯電話については、被害の拡大防止を図るため、契約者確認の求めを実施。加えて、犯行に利用されたレンタル携帯電話についても、携帯電話レンタル会社に対して、規約に基づく解約依頼を実施(平成23年中)。

### ③ 注意喚起・普及啓発

- 消費者庁において、政府広報(インターネット記事及びラジオ番組)を通じた注意喚起を実施。(平成23年5月、24年4月)
- 消費者庁において、地方公共団体における金融機関等に対する犯罪利用預金口座等に関する情報提供を迅速かつ確実に実施するため、担当職員向けの質問集を作成して地方公共団体に通知(平成23年9月)。
- 消費者庁、警察庁及び金融庁において、政府広報(テレビCM、新聞広告、ポスター及び未然カルタ等)を通じた「高齢者の消費者トラブル」未然防止に係る注意喚起を実施。(平成24年10月～)

## 未公開株等の取引を利用した詐欺的商法に対する取組状況(4)

- 金融庁において、リーフレット「こんな『うまい話』にご用心！」を作成。警察庁、消費者庁、日弁連、金融機関等の協力も得て、関係団体等に配布(平成24年1月)。
- 金融庁、証券取引等監視委員会において、注意喚起文書(「適格機関投資家等特例業者に対する対応を強化!」)を公表(平成24年2月)。
- 警察庁において、政府公報(ラジオ番組)を活用した注意喚起を実施(平成23年10月、24年2月)。
- 警察庁において、この種事案の被害の防止及び被害回復を図るため、ポスター、リーフレット及び相談業務に従事する警察職員向けの手引書を作成した上、都道府県警察に配布し、活用を指示(平成23年12月)。

### ④ 制度の運用・整備のあり方の検討

- 金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とするルールの創設、無登録業者による広告・勧誘行為の禁止、無登録業者に対する罰則の引上げを盛り込んだ改正金融商品取引法が施行(罰則引上げは平成23年6月、その他の項目は同年11月)。
- 適格機関投資家等特例業務の要件を充足しないファンドを運営するような悪質な業者自体を排除すべく、届出記載事項の追加等の法令改正による規制強化を行い、あわせて金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正により、届出受理時のチェック項目の追加等の監督上の着眼点を整備(いずれも平成24年4月施行)。
- 消費生活侵害事犯対策ワーキングチームにおいて、「消費生活侵害事犯の被害が疑われる相談情報の警察への提供について」申合せ(平成23年6月)。(再掲)
- 個別法では対応困難な財産被害事案について、事業者に対する措置等を設けることにより、当該被害の発生・拡大を防止することを目的とする消費者安全法の一部を改正する法律が成立(平成24年8月)。